

議案第50号

北九州市博物館登録規則の制定について

北九州市博物館登録規則を次のように定める。

平成27年3月24日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣迫 裕俊

提案理由 地方分権改革の一環として、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を推進する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が平成26年6月4日に公布された。これにより、博物館法の一部が改正され、従来、都道府県の教育委員会の事務・権限とされていた「博物館の登録」及び「博物館に相当する施設の指定」を当該指定都市が行うこととなった。

ついては、この規則を新たに制定する必要があるので、この議案を提出する。